令和７年第１回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

令和７年２月 26 日　開会

令和７年２月 26 日　閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

令和７年第１回大仙美郷介護福祉組合議会定例会

議　事　日　程

令和７年２月 26 日（水曜日）午後１時 30 分開議

議事日程（第１号）

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	議長報告　例月出納検査結果	

１　報　告

日程第４	議案第１号	専決処分の承認を求めることについて

２　条　例

日程第５	議案第２号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第６	議案第３号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第７	議案第４号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について

３　予　算

日程第８	議案第５号	令和６年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第２号）
日程第９	議案第６号	令和６年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第 10	議案第７号	令和６年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について
日程第 11	議案第８号	令和７年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算
日程第 12	議案第９号	令和７年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計予算
日程第 13	議案第 10 号	令和７年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について

４　人　事

日程第 14	議案第 11 号	監査委員の選任について

出席議員（８名）

１番　　森　元　淑　雄

２番　　佐　藤　隆　盛

３番　　泉　　美 和 子

４番　　鈴　木　良　勝

５番　　小 笠 原　昌 作

６番　　安　達　成　年

７番　　戸 嶋　貴 美 子

８番　　古　谷　武　美

欠席議員　（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者　　老　松　博　行

副管理者　　松　田　知　己

代表監査委員　　坂　本　昇　一

事務局長　　藤　澤　健　吾

真昼荘所長　　田　沢　則　之

真木苑所長　　佐 々 木　信 雄

真森苑所長　　鷹　觜　真　美

職務のため出席した者の職氏名

主査　　佐　藤　　巧

主査　　奥　山　　豪

書記　　長　澤　富士子

○　議長（古谷武美）

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第１回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後１時30分　宣告）

○　議長（古谷武美）

管理者から招集のあいさつがあります。

老松管理者。

○　管理者（老松博行）

はい、議長。

○　議長（古谷武美）

はい、管理者。

○　管理者（老松博行）

本日、令和７年 第１回 大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告１件、条例案３件、補正予算案２件、令和７年度当初予算案２件、単行案２件及び人事案１件の合計11件であります。

令和７年度当初予算につきましては、一般会計と介護保険事業特別会計を合わせた予算総額が12億3,150万円で、前年比2.0％の減となっております。

これは、大規模改修工事費の減、職員の退職等に伴う人件費の減、施設管理に係る経費の見直しに伴う物件費の減などによるものであります。

また、構成市町負担金につきましては、一般会計と介護保険事業特別会計を合わせ、８千260万９千円で、前年比6.7％の減となっております。

これは、制度改正に伴う人件費や扶助費の増、物価高騰に伴う物件費の増などによるものであります。

なお、大仙市と美郷町の負担金構成比につきましては、従来の大仙市３分の２、美郷町３分の１という取り決めを見直し、各負担金の性質に応じた新たな構成比によることとしております。

この後、各案件につきまして事務局に説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の状況等についてご報告いたします。

はじめに、施設関係について申し上げます。

真森苑給湯配管の破損に伴いまして、高齢者生活支援ハウスが入浴ができない状況になっており、大変ご不便をおかけしております。３月上旬には復旧できるよう、現在改修中であります。

最後に、令和７年度実施予定の主な事業について申し上げます。

構成市町負担金による改修工事関係についてでありますが、これは、入所者の安全安心や事業の円滑な執行を確保するための重要な施設整備として、大仙市と美郷町からの財政負担により実施するものであり、真森苑の空調設備改修工事を予定しております。

また、構成市町負担金を用いないものといたしまして、全施設で照明のLED化を行うこととしております。

蛍光灯の製造・輸出入が、令和９年度末までに終了する見通しであることや、電気料金の高騰対策を早期に講じる必要があることなどから、本年７月中の入れ替え完了を目指して手続きを進めております。

以上、諸般の状況等につきましてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

議事日程（第１号）

日程第１　会議録署名議員の指名

○　議長（古谷武美）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 67 条の規定により、議長において

２番　佐藤　隆盛　議員

３番　泉　美和子　議員

を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○　議長（古谷武美）

会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日１日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○　議長（古谷武美）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第３　議長報告　例月出納検査結果

○　議長（古谷武美）

議長報告を行います。例月出納検査結果が代表監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおりご報告いたします。

日程第４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて

○　議長（古谷武美）

日程第４、議案第１号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○　議長（古谷武美）

はい、事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

議案第１号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

資料№.１の３ページをお願いいたします。

併せまして参考資料が、資料№.３となっておりますので、お願いいたします。

この補正予算は、真森苑給湯配管の破損に伴う修繕経費の補正であり、歳入歳出の総額を増減なしとし、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 11 億 7,248 万円とするものであります。

補正予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。

歳入の補正はありません。

歳出についてご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

１款１項１目真森苑管理費の 10 節需用費の補正でありますが、真森苑の給湯配管が破損し、高齢者生活支援ハウスで入居者が入浴できない状況になったことから、緊急修繕を行う必要があり、修繕料として 345 万３千円の補正を行ったものであります。

また、その財源といたしまして、１款総務費におきましては工事請負費の不用額を中心とした減額補正、２款サービス事業費におきましては職員手当等の不用額を中心とした減額補正を行い、総額で増減なしの補正としたものであります。

生活支援ハウス入居者の皆様には、大変ご不便をおかけしております。
すでに工事に取りかかっており、３月初旬の修理完了を目指しておりますが、その間、代わりの入浴手段を確保するよう努めているなどしているところであります。
本件は、令和７年２月６日付けで、地方自治法の規定によりまして専決処分させていただいたものでありますので、同法の規定に基づき、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。
以上、議案第１号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　議長（古谷武美）
提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（なし）

○　議長（古谷武美）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（なし）

○　議長（古谷武美）
討論なしと認めます。
これより、議案第１号を採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）

○　議長（古谷武美）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第５　議案第２号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○　議長（古谷武美）
次に日程第５、議案第７号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）
はい、議長。

○　議長（古谷武美）
はい、事務局長

○　事務局長（藤澤健吾）
議案第２号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。
資料№.１の 21 ページをお願いいたします。併せまして参考資料資料№.４の１ページをご覧くださるようお願いいたします。
本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和７年４月１日から施行されることを踏まえ、こうした民間労働法制の施行と歩調を合わせ、本組合職員を対象に仕事と介護の両立支援を拡充するものであります。
まず、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでありますが、制度利用の意向確認や制度の情報提供等について、新たに規定をいたします。
また、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでありますが、今般の法改正によって必要な条文の整理を行うものであります。
本条例は、本年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第２号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　議長（古谷武美）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　議長（古谷武美）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○　議長（古谷武美）

討論なしと認めます。

これより、議案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　議長（古谷武美）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第６　議案第３号　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○　議長（古谷武美）

日程第６、議案第３号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○　議長（古谷武美）

はい、事務局長

○　事務局長（藤澤健吾）

議案第３号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第３号に関しましては、資料№.１の 37 ページから 40 ページにかけて、差し替え版を配布させていただいております。大変恐縮でありますが、差し替え版の内容でご審議くださいますようお願いいたします。

それでは、改めまして資料№.１の 25 ページお願いいたします。参考資料は資料№.４の２ページからでございます。本組合の給与制度につきましては、これまで国家公務員に準じた取扱いをしてきたところでありますが、県内自治体との均衡を図るとともに、人材確保に資するための給与面での処遇改善を行う観点から、県準拠の給与制度に移行するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

まず、一般職の職員に係る改正について６項目あります。

１つ目、期末勤勉手当につきまして、６月期と 12 月期の支給月数の均衡を図るものであります。

２つ目、行政職給料表につきまして、県に準拠した見直しを行うものであります。

３つ目、扶養手当につきまして、配偶者に係るものを廃止し、子に係るものを増額する見直しを令和８年度までの経過措置を設けて行うものであります。

４つ目、定年前再任用短時間勤務職員につきまして、寒冷地手当と住居手当の支給対象といたします。

５つ目、通勤手当の支給限度額を現行の５万５千円から 15 万円に引き上げいたします。

６つ目、管理職員特別勤務手当のうち、平日深夜勤務手当の対象時間を延長いたします。

次に、資料№.４の３ページをお願いいたします。

会計年度任用職員に係る改正について３項目あります。

１つ目、行政職に属する会計年度任用職員の期末勤勉手当につきまして、0.1 月引き上げるものであります。

２つ目、給料表につきまして、行政職給料表に準じた改定を行うものであります。

３つ目、所要の規定の整備といたしまして、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、実情に応じた取扱いを規定するものであります。

次に、暫定再任用職員に係る改正についてであります。

暫定再任用職員を寒冷地手当と住居手当の支給対象といたします。

最後に、法改正に伴う用語の整理に係る改正についてであります。

刑法等の一部を改正する法律と同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和７年６月１日から施行されます。

このことによりまして、「懲役」と「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることとなりますので、一般職の職員の給与に関する条例中に規定している用語につきまして、一括して「拘禁刑」に改めるものであります。

なお、経過措置といたしまして、今回の法改正と条例改正の施行前に、禁錮以上の刑で起訴された者につきましては、改正後の「拘禁刑」で起訴された者とみなすこととし、適用対象範囲に影響が生じないようにいたします。

本条例は、刑法等の一部改正等に伴う用語の整理に関する改正は、本年６月１日から、その他の改正は、本年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第３号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　**議長（古谷武美）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

討論なしと認めます。

これより、議案第３号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第７　議案第４号　職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○　**議長（古谷武美）**

日程第７、議案第４号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　**事務局長（藤澤健吾）**

はい、議長。

○　**議長（古谷武美）**

はい、事務局長。

○　**事務局長（藤澤健吾）**

議案第４号、職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

資料№.１の 41 ページをお願いいたします。参考資料は、資料№.４の４ページをご覧くださるようお願いいたします。

国家公務員の旅費に関する法律の一部改正が本年４月１日から施行されることに伴い、地方公共団体におきましても、これに準じた旅費制度の見直しについて検討が必要になっておりますが、主な改正点が定額支給から実費支給に切り替える内容であるため、新たなルール作りや事務量の増大などについて慎重な検討を必要とします。

つきましては、県の動向なども踏まえ、令和７年度におきましては、現行の制度を維持することとし、そのために必要となる所要の整備を行うものであります。

所要の整備の内容でありますが、条例の規定中、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準用することとしている部分につきまして、改正前の法の規定を準用することとするものであります。

本条例は、本年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第４号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　**議長（古谷武美）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

討論なしと認めます。

これより、議案第４号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第８　議案第５号　令和６年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第２号）

○　**議長（古谷武美）**

日程第８、議案第５号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　**事務局長（藤澤健吾）**

はい、議長。

○　**議長（古谷武美）**

はい、事務局長。

○　**事務局長（藤澤健吾）**

議案第５号、令和６年度大仙美郷介護福祉組合一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

資料№.１の 45 ページお願いいたします。参考資料は資料№.５をお願いいたします。

今回の補正予算は、ケアハウスの利用実績に伴う補正であり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 60 万円を減額し、補正後の予算総額を 7,957 万６千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

52 ページをお願いいたします。

２款、繰入金は、240 万円の増額補正であります。

ケアハウス利用料の減額補正に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

４款、諸収入は、300 万円の減額補正であります。

ケアハウス利用料の実績見込みによる減額補正であります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

54 ページをお願いいたします。

３款、民生費は、60 万円の減額補正であります。

ケアハウスにおける給食業務委託の実績見込みによる減額補正であります。

以上、議案第５号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　議長（古谷武美）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　議長（古谷武美）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○　議長（古谷武美）

討論なしと認めます。

これより、議案第５号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　議長（古谷武美）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第９　議案第６号　令和６年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第 10　議案第７号　令和６年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について

○　議長（古谷武美）

日程第９、議案第６号、日程第 10、議案第７号の２件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○　議長（古谷武美）

はい、事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

議案第６号、令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第３号）及び議案第７号の令和６年度組合経費に係る負担金について、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第６号、令和６年度介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

資料№.１の 57 ページをお願いいたします。参考資料は資料№.６をお願いいたします。

今回の補正予算は、物価高騰対策としての負担金の補正のほか、実績見込みによる減額補正が主なものであり、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 857 万５千円を減額し、補正後の予算総額を 11 億 6,390 万５千円とするものであります。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳入から順次ご説明申し上げます。

64 ページをお願いいたします。

１款、サービス収入は、328 万９千円の減額補正であります。

真木苑の通所介護サービスと真森苑の居宅介護支援サービスにおきまして利用実績が減少したことに伴う減額補正であります。

２款、分担金及び負担金は、１千１万円の補正であります。

会計年度任用職員勤勉手当負担金は、任用実績に伴い 57 万１千円の減額でありますが、新たに物価高騰負担金といたしまして、大仙市 904 万円、美郷町 154 万１千円、合計１千 58 万１千円の補正をいたしました。民間の社会福祉施設等に対する補助基準額を参考に構成市町からご負担いただくこととしたものであります。

７款、繰入金は、1,529 万６千円の減額補正であります。

財政調整基金からの繰入れを減額するものであります。

次に歳出についてご説明申し上げます。

68 ページをお願いいたします。

１款、総務費は、170 万円の補正であります。

これは、主に一般会計への繰出金によるものであります。

70 ページをお願いいたします。

２款、サービス事業費は、827 万５千円の減額補正であります。

これは、主に職員の退職と会計年度任用職員の任用実績の減によるものであります。

72 ページをお願いいたします。

３款、公債費は、200 万円の減額補正であります。

これは、一時借入金利子の実績見込みによるものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第７号、令和６年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金についてご説明いたします。

83 ページをお願いいたします。参考資料は、資料№.７をご覧くださるようお願いいたします。

本案は、ただいまご説明いたしました議案第６号の補正予算に伴う負担金の額を定めるものであり、物価高騰負担金として、大仙市が 904 万円、構成比は 85.4%、美郷町が 154 万１千円、構成比は 14.6%とするものであります。

以上、議案第６号と議案第７号につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　**議長（古谷武美）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっている案件中、議案第６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

これより、ただいま議題となっている案件中、議案第７号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第 11　議案第８号　令和７年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算
日程第 12　議案第９号　令和７年度大仙美郷介護福祉組合介護保険事業特別会計予算
日程第 13　議案第 10 号 令和７年度大仙美郷介護福祉組合経費に係る負担金について

○　議長（古谷武美）

日程第 11、議案第８号から日程第 13、議案第 10 号までの３件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

はい、議長。

○　議長（古谷武美）

はい、事務局長。

○　事務局長（藤澤健吾）

議案第８号と議案第９号の令和７年度一般会計及び介護保険事業特別会計に係る当初予算並びに議案第 10 号の令和７年度組合経費に係る負担金に関する単行案につきまして、一括してご説明申し上げます。
はじめに、議案第８号、令和７年度一般会計予算についてご説明いたします。
資料№.２の１ページをお願いいたします。参考資料は、資料№.８をお願いいたします。
一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,240 万円で、前年度当初予算に比べて 310 万円の増、率にいたしまして 3.9%の増となっております。
それでは、事項別明細書で歳入から順次ご説明申し上げます。
予算書の８ページをお願いいたします。
１款、分担金及び負担金は、前年度比で 5.8%の増となっております。
これは、全て構成市町負担金であり、所定の取り決めにより算定したものであります。
負担金の内訳ですが、交付税算入対象経費といたしまして、児童手当、公会計の運用経費、ケアハウスの費用、会計年度任用職員分の勤勉手当のほか、自治体に設置義務があり、費用負担が必要なものとして高齢者生活支援ハウスの費用、介護サービス収入を充てることが不適当であり、構成市町で負担すべき経費といたしまして、普通会計負担金として計上しております。
これらのうち、令和７年度は、高齢者生活支援ハウスにおける人件費や物件費の増加を受け、前年度比 5.8%の増となったものであります。
２款、繰入金は、前年度比で 4.2%の増となっております。
これは、主にケアハウスの利用が少ない傾向であることを踏まえ、料金収入の減が見込まれることに対する特別会計からの繰入金であります。
４款、諸収入は、前年度比で 5.2%の減となっております。
これは、主にケアハウス及び高齢者生活支援ハウスの利用見込みによるものであります。
次に歳出について順次ご説明申し上げます。
12 ページをお願いいたします。
１款、議会費は、前年度比で増減なしとなっております。
14 ページをお願いいたします。
２款、総務費は、前年度比で 1.9%の減となっております。
これは、主に財務会計、人事給与システムのリース期間満了に伴う物件費の減によるものであります。
20 ページをお願いいたします。
３款、民生費は、前年度比で 10.9%の増となっております。
これは、主に人件費の増によるもののほか、食材費の値上がりによる給食業務委託料の増によるものであります。
24 ページをお願いいたします。

４款、予備費でありますが、前年度と同額であります。
以上で、令和７年度一般会計の説明を終わります。
続きまして、議案第９号、令和７年度介護保険事業特別会計についてご説明いたします。
同じ資料の 35 ページをお願いいたします。参考資料は、資料№.９をご覧くださるようお願いいいたします。
介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 4,910 万円で、前年度当初予算に比べ2.4%の減となっております。
一時借入金の最高額は、前年度におきまして３億円と定めておりましたが、令和７年度中の資金の動きを精査いたしまして、２億８千万円と定めるものであります。
債務負担行為についてですが、39 ページをお願いいたします。
施設照明 LED 化エスコ事業といたしまして、令和７年度に必要な予算を置くほか、令和８年度から 17 年度までの期間につきまして、7,845 万８千円を限度額として債務負担行為を設定するものであります。
それでは、予算内容につきまして事項別明細書で歳入から順次ご説明申し上げます。
44 ページをお願いいたします。
１款、サービス収入は、前年度比で 1.8%の減となっております。
これは、近年、感染症等によって特別養護老人ホームに空室が生じる状況が多いこと、また、通所介護サービスや居宅介護サービスといった在宅系のサービスにおいて、利用が少なくなってきていることによるものであります。
46 ページをお願いいたします。
２款、分担金及び負担金は、前年度比で 12.9%の減となっております。
これは、児童手当負担金と会計年度任用職員勤勉手当負担金が、制度改正に伴って合計 446 万７千円の増になる一方、大規模改修等負担金において対象事業を精査し、1,206 万８千円の減になることによるものであります。
なお、大規模改修等負担金につきましては、その改修工事の概要につきまして、資料№.10 をご覧くださるようお願いいたします。
真森苑におきまして、老朽化に伴う空調設備改修工事として 2,772 万８千円を予算計上しております。
予算書 46 ページに戻ります。
３款、財産収入は、前年度比で 40%の減であります。
これは、財政調整基金の減少に伴い、繰替運用利子が減となることによるものであります。
48 ページをお願いいたします。
４款、寄附金は、前年度と同額であります。
５款、繰越金は、千円のみの科目存置であります。
６款、諸収入は、前年度比で 5%の減となっております。
これは、真森苑におきまして、大仙市から受託しております通所介護事業の受託事業収入とそれに付随する利用料収入の減によるものであります。
次に歳出についてご説明申し上げます。
50 ページをお願いいたします。
１款、総務費は、前年度比で 8.4%の減となっております。
これは、主に施設の清掃について外部委託を廃止し、直接雇用に切り替えること、また、宿直員について配置が制度上必須でなくなったことから廃止すること等によるものであります。
60 ページをお願いいたします。
２款、サービス事業費は、前年度比で 0.9%の減となっております。
これは、主に職員の退職、休職によるもの、また、会計年度任用職員の配置人数を精査したことによるものであります。
74 ページをお願いいたします。
３款、公債費は、前年度比で 9.5%の減となっております。

これは、一時借入金の額と期間の縮小を図るとともに、金融機関における金利入札の実績を踏まえたものであります。

76ページをお願いいたします。

４款、諸支出金は、前年度比499万5千円の増となっております。

財政調整基金への積み立てを行うものであります。

78ページをお願いいたします。

５款、予備費は、前年度比28.6%の減となっております。

これは、修繕等について一定の見通しが立つ状況となり、必要なものは当初予算で対応することといたしましたので、前年度の700万円から500万円に減額するものであります。

以上で、令和７年度介護保険事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 10 号、令和７年度大仙美郷介護福祉組合組合経費に係る負担金についてご説明いたします。

同じ資料の91ページをお願いいたします。参考資料は資料№11をご覧くださるようお願いいたします。

本案は、ただいまご説明いたしました議案第８号と議案第９号の令和７年度当初予算に伴う負担金の額を定めるものであり、大仙市につきましては、6,481 万２千円、構成比は 78.5%、美郷町につきましては、1,779万７千円、構成比は21.5%とするものであります。

なお、資料№11の下の方に令和６年度の構成比を記載しておりますが、ご覧のとおり大仙市が 66.7%、美郷町が 33.3%でありました。いわゆる大仙市３分の２、美郷町３分の１という配分をこれまで続けてきておりましたが、より予算の中身が複雑化する中で、実態に即した負担金の構成比に見直す必要があるとして、このように大きく増減が生じたものであります。

最後になりますが、令和７年度の予算編成につきましては、これまでの物価高騰やコロナ禍によって大きく減らした財政調整基金を積み直していく取り組みの初年度という位置づけで臨みました。予算の適切な執行に努めるとともに、経営改善と質の高いサービスを両立するよう工夫を重ねて参りたいと存じますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。

以上、議案第８号から議案第 10 号につきまして一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○　**議長（古谷武美）**

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○　**議長（古谷武美）**

討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっている案件中、議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

これより、ただいま議題となっている案件中、議案第９号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○　**議長（古谷武美）**

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。
これより、ただいま議題となっている案件中、議案第10号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）

○　議長（古谷武美）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程第14　議案第11号　監査委員の選任について

○　議長（古谷武美）
日程第14、議案第11号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。老松管理者。

○　管理者（老松博行）
はい、議長。

○　議長（古谷武美）
はい、管理者。

○　管理者（老松博行）
議案第11号の監査委員の選任につきましてご説明申し上げます。
資料ナンバー12をご覧いただきたいと存じます。
代表監査委員であります坂本昇一氏の任期が、令和７年３月31日をもって満了いたします。
本案は、後任の監査委員に、高橋薫氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。
高橋氏は、美郷町職員として長く行政経験を積まれ、人格識見も高く、監査委員として適任であると存じます。
以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○　議長（古谷武美）
提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありませんか。
（なし）

○　議長（古谷武美）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
（なし）

○　議長（古谷武美）
討論なしと認めます。
これより、議案第11号を採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。
（異議なし）

○　議長（古谷武美）
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり同意されました。

○　議長（古谷武美）
続いて、坂本昇一監査委員から発言の申出がありますので、これを許します。
坂本監査員。

○　監査委員（坂本昇一）
はい。

皆様には、監査委員として長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。
この組合の更なる一層の充実を願っております。
本当にありがとうございました。

○　議長（古谷武美）

坂本監査員には 12 年４か月の長きにわたりご尽力いただきました。組合議会を代表いたしまして、御礼を申し上げます。
大変ありがとうございました。
以上で、本日の日程は終了いたしました。
これをもちまして、令和７年第１回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

（午後２時 30 分　宣告）

地方自治法第 123 条第２項の規定により下記に署名する。

令和　　年　　月　　日

大仙美郷介護福祉組合議会議長

署名議員

署名議員